

移住支援金における各市町村の関係人口要件（※下記要件を満たし、かつ、市町村により個別に本事業における関係人口と認められる必要があります。）

No.	市町村	関係人口要件
1	秋田市	次に掲げる1の要件のいずれかを満たす者であつて、かつ、2の要件のいずれかを満たす者であること。 1. 本市との関わりに関する要件 ㊦ 転入日の属する年度及び当該年度前5年度内に6か月以上の期間を空けて2回以上本市にふるさと納税したことがある者（ただし、1年度の間に複数回ふるさと納税した場合は1回とみなすものとする。） ㊧ 転入日の属する年度および当該年度前10年度内に本市内の大学等を卒業した者 ㊨ 転入日の属する年度及び当該年度前3年度内に本市の地域づくり活動、地域活性化の活動又は体験事業に自主的に参加したことがある者 ㊩ 転入日の属する年度の前々年度又は当該年度の前年度のいずれかの年度を初年度として、当該初年度から3年度連続で市長が定める方法により本市地場産品を購入した者 2. 就業要件 ㊦ 転入日以降に秋田県内で新たに就業する者（農林水産業への就業含む。ただし、家業への就業は秋田市内に限る。） ㊧ 転入日以降に秋田市内で新たに事業を営もうとする者（農林水産業の起業含む。）
2	能代市	能代市移住体験ツアーへの参加経験を有する者又は能代市に2年以上ふるさと納税をした者のうち、能代市へ転入後、秋田県内で新たに常用雇用される者、新たに事業を営む者又は秋田県内で農林水産業に就業する者
3	横手市	次の【支給対象者の要件】に該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 次に掲げる各項目の全てに該当する者とする。 1. 転入時に50歳未満であること。 2. 横手市の応援人口として現に「よこてfun通信」を購読中であること。 3. 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。 ㊦ 市外で開催する横手市主催イベントに参加もしくは協力したことがあること。 ㊧ 横手暮らし体験事業を利用したことがあること。 ㊨ 横手市移住体験事業に参加したことがあること。 ㊩ 転入日の属する年度を含め過去5年度において2回以上市にふるさと納税したことがあること。 ㊪ ただし、同一年度に複数回ふるさと納税した場合は1回とみなすものとする。 ㊫ 首都圏横手市ふるさと会連絡協議会に属する各ふるさと会の会員又は会員の家族であること。 【地域の担い手確保の要件】 1. 秋田県内で農林水産業に従事する者 2. 秋田県内で家業を継承する者 3. 横手市で伝統工芸職を自ら営む者又はその見込みがある者 4. 自治会等の地域課題解決に向けた取組に恒常的に参加し、地域の担い手となっている者 5. 横手市長が認めた企業に就職した者
4	大館市	申請者又は世帯要件に該当する配偶者がアの要件のいずれかを満たし、かつ、申請者がイの要件のいずれかを満たす者であること。 ア 支給対象者の要件 ㊦ 転入日の属する年度又は転入日の属する年度の前年度から起算して5年度以内に市が指定する事業へ参加した経験があること。 なお、市が指定する事業は別に定める。 ㊧ 転入日の属する年度又は転入日の属する年度の前年度から起算して5年度以内に市サテライトオフィス体験事業費補助金の交付を受けた経験があること。 ㊨ 転入日の属する年度前10年以内に秋田看護福祉大学（秋田キャンパスを除く。）又は秋田職業能力開発短期大学を卒業していること。 ㊩ 転入年又は転入の前年から起算して5年以内で2年以上、大館市にふるさと納税を行ったことがあること。 ㊪ 市に転入する直前の5年間に県内の在任歴がなく、かつ、市に転入する以前に通算で10年以上市内での在任歴があること イ 地域の担い手確保の要件 ㊦ 市内で農林水産業に就業していること。 ㊧ 市内で家業等へ就業していること。 ㊨ 市が認めた企業等に週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就職していること。 ㊩ 市や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に転入直前の5年以上継続的に参加しており、申請後も5年以上継続する意向があること。 ㊪ 市内で新たに事業を営んでいること。
5	男鹿市	転入者のうち、次の【関係人口に関する要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保に関する要件】のいずれかに該当すること。 【関係人口に関する要件】 1. 移住・関係人口に係る体験会や交流会に参加経験を有する者 2. 男鹿市のお試し移住体験に参加経験を有する者 3. 男鹿市の移住活動支援事業補助金を利用したことがある者 4. ナマハゲ伝導士の認定を受けた者 5. 転入日の属する年度を含め過去3年度以内に男鹿市へのふるさと納税を行なったことがある者 6. 首都圏男鹿の会の会員又はその家族である者 【地域の担い手確保に関する要件】 1. 秋田県内で農林水産業に就業する者 2. 秋田県内で家業等へ就業する者 3. 男鹿市内の事業所等に就業する者 4. 男鹿市内で新たに事業を営む者（個人事業主を含む） 5. 男鹿市や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に継続的に参加しており、移住後も継続する意向がある者
6	湯沢市	次の【支給対象者の要件】に該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ・湯沢市又は、秋田県と湯沢市が連携して実施する移住促進・関係人口構築に係るイベントへの参加経験を有する者 【地域の担い手確保の要件】 ・湯沢市長が認めた企業等（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業のうち、市内に事業所を有するもの又は市内に住所を有する個人事業者であつて、移住支援事業補助金を申請する日において事業を営んでおり、かつ申請日以降も1年以上当該事業を継続する意思を有するもの）に就業した者 ・農林水産業に就業する者、又は農業研修等を受講し、農林水産業に就業する意思を有する者 ・湯沢市内で家業を継承する者（親元等の農業経営、店舗、工場等）

7	鹿角市	<p>次の【支給対象者の要件】に該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】 鹿角市への転入時の世帯員のいずれかの年齢が50歳未満であって、次のいずれかの要件を満たす者 1. 鹿角家の家族会員であり、転入時に入会歴が6か月以上の者 2. 若者世代ふるさとネットワークの会員であった者 3. 鹿角市のこれまでの移住体験ツアー（定期・いつでも）への参加経験を有する者 4. 鹿角市お試し住宅の利用経験を有する者</p> <p>【地域の担い手確保の要件】 ・鹿角市内で農林水産業に就業する者 ・鹿角市内で家業等へ就業する者 ・鹿角市内の企業等に就業した者 ・鹿角市で新たに事業を営む者 ・鹿角市や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者</p>
8	由利本荘市	<p>次に掲げる1の要件のいずれかに該当し、かつ2の要件のいずれかに該当する者であること。</p> <p>1. 本市との関わりに関する要件 「由利本荘市移住希望エントリー」に登録した上で転入した者のうち、住民票を移す直前の3年間で、次の事業のうちいずれかに参加もしくは協力したことがある者。 ア) 本市が都市部及びオンラインで開催する移住イベント・相談会 イ) 本市が開催する移住体験・就労体験事業 ウ) 友好都市との交流促進事業 エ) 絆の里づくり事業 オ) ふるさと会交流事業 カ) ふるさと応援大使による本市PR事業 キ) 首都圏等でのPRイベント ク) ふるさと納税感謝祭 ケ) サテライトオフィス利用促進事業</p> <p>2. 地域の担い手確保の要件 ア) 秋田県内で農林水産業に就業する者 イ) 秋田県内で家業等へ就業する者 ウ) 由利本荘市で新たに常用雇用される者（官公庁を含む） エ) 由利本荘市で新たに事業を営もうとする者 オ) 地域づくり団体や町内会等へ加入し、地域活動に協力する意思を持つ者</p>
9	潟上市	<p>次の【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】 1. 潟上市に転入した日の属する年度を含めた過去3年間で、合計30万円以上の寄附をした者 2. 潟上市のふるさと会会員であった者 3. 過去に潟上市の誘致企業の潟上市工場等に勤務したことがある者 4. 潟上市が主催及び共催する移住イベントに参加したことがある若しくは潟上市が出展した移住イベントで潟上市ブースを訪問したことがあること 5. 潟上さ〜くるの登録メンバーであった者</p> <p>【地域の担い手確保の要件】 1. 秋田県内で農林水産業に就業すること 2. 潟上市内で家業等へ就業すること 3. 誘致企業もしくは、市内に本社を有する企業又は官公庁等（国家公務員を除く）に就業する者 4. 起業し、潟上市内に事業所を設置すること</p>
10	大仙市	<p>次の【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】 大仙市に転入した者のうち、次のいずれかの要件を満たす者。 1. 大仙市に転入した日の属する年度を含め2年以上継続して大仙市にふるさと納税した者 2. 大仙市が実施するオーダーメイド型移住体験、企画型移住体験及びグリーンツーリズムへの参加経験を有する者 3. 移住支援金の申請の対象となる転入以前に、大仙市に居住経験のある者</p> <p>【地域の担い手確保の要件】 なお、地域おこし協力隊においては退任後を含め、着任から5年以上、以下の要件のいずれかに該当する意思を有している者であること。 1. 秋田県内で農林水産業に就業した者 2. 秋田県内に事業所のある家業等へ就業した者 3. 秋田県内に本社のある企業等（官公庁、地域おこし協力隊含む。）に就業した者 4. 秋田県内で新たに事業を営んでいる者 5. 大仙市や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者</p>
11	北秋田市	<p>次の【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】 1. 北秋田市移住体験事業に参加経験のある者 2. 北秋田市に転入した日の属する年度を含め、2年以上きたあきたふるさと寄付金による寄付をされた経験がある者</p> <p>【地域の担い手確保の要件】 1. 農林水産業に就業する者 2. 家業等へ就業する者 3. 北秋田市長が認めた企業等に就業した者、または市内で起業した者 4. 自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者 5. 地域おこし協力隊として就業し、5年以上地域の担い手等として関わる意向がある者</p>
12	にかほ市	<p>次の【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】 ・にかほ市の移住体験ツアーに参加経験を有する者 ・にかほ市のお試し移住体験住宅の利用経験を有する者 ・にかほ市ワークショップ事業実施支援補助金の交付を受けたことがある者</p> <p>【地域の担い手確保の要件】 ・秋田県内で農林水産業に就業する者 ・秋田県内で家業等へ就業する者 ・にかほ市長が認めた企業に就業した者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業又は同項第3号に規定する中小企業者と同規模の社会福祉法人であって、市内に事務所又は事業所を有する企業） ・にかほ市内で新たに起業する者</p>

13	仙北市	<p>次の【支給対象者の要件】を満たし、かつ【地域の担い手確保の要件】1～5のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】 移住する直前において、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。 (1) 仙北市ふるさとサポーター又はその家族である者 (2) 仙北市移住者の会の会員又はその家族である者 (3) 仙北市出身者で構成する首都圏ふるさと会の会員又はその家族である者 (4) 仙北市移住体験事業を利用したことがある者</p> <p>【地域の担い手確保の要件】 1. 秋田県内で農林水産業に就業した者 2. 秋田県内で家業等へ就業した者 3. 秋田県内の企業等に就業した者（国家公務員を除く）であって、次に掲げる要件の全てに該当すること。 (1) 雇用契約書（官公庁にあっては辞令または労働条件通知書）の写しにより就業していることが確認できること。 (2) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。 (3) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。 4. 仙北市で新たに事業を営む者 5. 仙北市や地域運営団体等が実施する地域づくり事業に継続的に参画する者</p>
14	小坂町	<p>転入時に申請者の年齢が50歳未満であり、次の1かつ2の要件をすべて満たす者</p> <ol style="list-style-type: none"> 小坂町移住体験ツアー及び小坂町が行う関係人口創出事業への参加経験を有する者 小坂町への転入後、町内企業で新たに常用雇用される者、新たに事業を営む者、又は小坂町内で農林水産業に就業する者
15	上小阿仁村	<p>次の【支給対象者の要件】の全てに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】 ・転入時に50歳未満であること。 ・上小阿仁村への移住を目的として、宿泊を伴う上小阿仁村集住型宿泊交流拠点施設の利用実績を有する者</p> <p>【地域の担い手確保の要件】 ・上小阿仁村内で農林業に就業する者 ・上小阿仁村内で家業等へ就業する者 ・上小阿仁村長が認めた企業等に就業した者 ・上小阿仁村や地域団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者</p>
16	藤里町	<p>転入時に40歳未満であって、【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】 1. 藤里町が実施する移住ツアー参加経験を有する者 2. 藤里町が設置する「お試し住宅」を利用したことがある者 3. 藤里町関連ツアーリズム体験に参加経験を有する者、又は藤里町が関連する移住定住事業に参画した経験を有する者 4. 藤里町に対し、ふるさと納税寄付を行ったことがある者</p> <p>【地域の担い手確保の要件】 ・秋田県内で農林水産業に就業する者 ・秋田県内で家業等へ就業する者 ・秋田県内に本社、支社、事業所、工場又は営業所等のいずれかを有する企業等に就業した者 ・秋田県内で起業した者 ・藤里町や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者</p>
17	三種町	<p>次に掲げるア及びイに該当する者であること。</p> <p>ア 支給対象者の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。 (ア) 転入時の年齢が49歳以下である。 (イ) 町が主催、共催又は補助金を交付した事業への参加経験を有する者。ただし、参加経験が証明できる事業に限る。</p> <p>イ 地域の担い手確保の要件 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 (ア) 町内で農林水産業に就業する者 (イ) 町内で家業等に就業する者 (ウ) 町が認めた企業等に就業する者 (エ) 町の地域おこし協力隊に着任し、町に移住支援金を申請した日から5年以上継続して居住し、地域の担い手として活動する意向がある者 (オ) 町で新たに事業を営む者 (カ) 町や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者</p>
18	八峰町	<p>転入時に申請者の年齢が40歳未満であって、次に掲げる1の要件のいずれかを満たす者であって、かつ、2の要件のいずれかを満たす者であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 本町との関わり関する要件 ア. 八峰町お試し移住ツアー参加経験を有する者 イ. 八峰町交流促進事業を活用した事業に参加した経験を有する者（名簿等で確認できる者に限る） ウ. 八峰町関東ふるさと会会員であった者 エ. 八峰町が開催又は出展した移住イベントに参加経験を有する者 地域の担い手確保の要件 ア. 八峰町内で新たに常用雇用される者 イ. 八峰町内で新たに事業を営もうとする者 ウ. 八峰町内で家業を継承する者 エ. 八峰町内で農林水産業に就業する者 オ. 八峰町や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者
19	五城目町	<p>次の【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】 転入者のうち、次のいずれかを満たす者 1. 五城目HUBメンバーに登録済である者 2. 町主催の交流イベント「五城目ファンミーティング」又は「教育留学」等現地体験ツアーへの参加経験を有する者</p> <p>【地域の担い手確保の要件】 ・秋田県内で農林水産業に就業する者 ・秋田県内で家業等へ就業する者 ・五城目町長が認めた企業に就業した者 ・五城目町で新たに事業を営む者 ・五城目町や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者</p>
20	八郎潟町	<p>次の要件の全てに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】 関東地区八郎潟町ふるさと会の会員又は会員の家族である者</p> <p>【地域の担い手確保の要件】 八郎潟町内で農林水産業に就業する者</p>

21	井川町	<p>次の【支給対象者の要件】の全てに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 転入時の年齢が50歳未満である者 2. 井川町が主催する行事等に参加経験がある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秋田県内で農林水産業に就業する者 ・秋田県内で家業等へ就業する者 ・井川町や町内会、各種団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者
22	大湯村	<p>次の【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大湯村の移住体験ツアーや農業体験の参加経験を有する者 2. 大湯村で開催されるイベント参加経験を有する者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <p>大湯村で農林水産業に就業する者</p>
23	美郷町	<p>次の【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住民票を移す直前に、東京都大田区に在住している者 2. 秋田・美郷町ふるさと会の会員又は会員の家族である者 3. 美郷町のおためし移住体験の参加経験を有する者 4. 美郷町が開催又は出展した移住イベントに参加経験を有する者 5. 美郷町が整備する住宅建設用地に定住予定であること <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 秋田県内の企業に新たに常時雇用される者 2. 秋田県内で新たに事業を営もうとする者 3. 美郷町や地域づくり団体等が関わる町内行事や地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者 4. 秋田県内で農林水産業に就業する者
24	羽後町	<p>次の【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 秋田県と連携して実施した「関係人口受入のための実践研修」（関係人口会議）への参加者 2. 関係人口拡大事業「おむすびとプロジェクト」参加者（おむすびと認定者） 3. 過去3年以内に町が実施する移住体験ツアーへの参加経験を有する者 4. 過去3年以内に町が設置する「羽後町体験住宅」の利用経験を有する者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 町内で農林水産業に就業する者 2. 町内で家業等へ就業する者 3. 町内の事業所等に就職する者 4. 町内に地域おこし協力隊として着任し、5年以上地域の担い手等として関わっていく意向がある者 5. 町内で新たに事業を営む者（個人事業主を含む） 6. 町や町内の団体等が関わる、羽後町で行う地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者
25	東成瀬村	<p>次の【支給対象者要件】に該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <p>東成瀬村外の方で本村に興味を抱き応援団として登録し、転入日の属する年度を含め1年以内に東成瀬村にふるさと納税をしたことがある方</p> <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秋田県内で農林水産業に就業する者 ・東成瀬村や地域運営団体等などが実施する地域づくり事業に参画する意向がある者 ・東成瀬村内の企業等に就業した者